

小学校年齢期における放課後施策の新たな方向性（概要）

1 策定の趣旨

現在、平成24年3月に策定した「小学校年齢期における放課後施策の今後の方向性」に基づき、トワイライトスクール・ルーム、児童館留守家庭児童クラブを運営し、留守家庭児童育成会（以下「育成会」という。）に対して、運営助成を行っている。

近年の放課後施策に対する利用ニーズが高まっていることを踏まえ、子どもたちが豊かな放課後を過ごすことができる環境及び子育てをしながら仕事を継続する人が働きやすい環境を整えていくため、放課後施策の量的拡充及び質の確保に向けて、新たな方向性を策定する。

2 基本方針

量的拡充 の考え方

放課後児童クラブを保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもたちに必要な基本的なインフラと捉え、トワイライトルームや育成会のない学区及び利用ニーズが高い学区については、早急に量的拡充を図る。

量的拡充 の手法

子育て家庭の多様なニーズに応えるため、トワイライトルームへの移行及び育成会の分割や定員増加に向けた支援等を両輪として、地域関係者との調整を踏まえたうえで、量的拡充を図る。

質の確保

トワイライトスクール・ルーム及び育成会、それぞれの運営を適切に行うことができる人材の確保・育成・定着に向けた支援を行い、質の確保を図る。

3 基本方針に基づく放課後施策の方向性

トワイライトルームへの移行

- 育成会のない学区については、子育て家庭の状況、地域関係者との調整を踏まえたうえで、早急にトワイライトルームに移行する。但し、移行については、隣接学区の育成会による受入状況等を考慮したうえで判断する。
- 育成会のある学区については、育成会のない学区におけるトワイライトルームへの移行に一定の目途がたった段階で、段階的に移行する。但し、待機児童が生じている等、利用ニーズが高く、育成会の分割や定員増加が難しい場合には、地域関係者との調整を踏まえたうえで、トワイライトルームに移行する。

トワイライトルームへの移行（続き）

- 児童数の少ない学区においては、トワイライトルームへ移行した場合の利用見込数が少なくなり、移行が進みにくいという現状があるため、地域関係者との調整を踏まえ、他の学区のトワイライトルームを利用できるよう、検討を行う。
- 児童館留守家庭児童クラブに通う児童の小学校においてトワイライトルームが実施される場合は、当該児童クラブは原則廃止とするが、トワイライトルームで受け入れられない利用ニーズが見込まれる際には、当面の間、当該児童館留守家庭児童クラブを存続し、児童の受け入れを行う。

トワイライトスクール・ルームの運営体制

- トワイライトスクール・ルームにおいては、地域協力員の担い手不足への対応や専門性の高い人材の確保が必要となっているため、地域に過度な負担をかけることなく運営できるよう、スタッフ体制の強化を図るとともに、スタッフの人材確保に向けた支援を行う。

育成会への支援

- 育成会への助成の継続に加えて、保護者の運営事務の負担を軽減するとともに、安定的な運営体制により新たな運営場所を確保し、量的拡充を図っていくため、運営体制の見直しを図る。運営体制の見直しと併せて、質の確保を図るため、人材の確保等に向けた支援を行う。
- 育成会の安定的な運営体制の確保、量的拡充を図るため、1つの育成会が学区を越えた複数のクラブを運営できるよう、地域との繋がりを考慮した上で、所在地要件の緩和を検討する。
- 育成会の運営は、現行の運営委員会による運営に加えて、法人による運営についても、助成の対象とするよう、見直しを行う。法人運営への移行にあたっては、現行の運営委員会による運営の特性を踏まえ、地域や保護者との繋がりを反映できる仕組みとする。
- 助成の対象とする法人の形態については、移行後も安定的・継続的な運営を行っていくため、社会福祉法人などの安定した経営基盤や児童福祉に関する専門性、運営実績を有する団体とし、営利法人を対象とすることについては、本市の待機児童の状況等を踏まえ、慎重な検討を行う。